

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 8 1 号	三田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
審査指導課	<p>【改正趣旨】 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「長期優良住宅法」という。）の改正が行われたことに伴い、関連する三田市手数料条例の項目について改正を行う。</p> <p>【関係法令】 ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 2 0 年法律第 8 7 号） ・住宅の品質確保の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 1 号）</p> <p>【改正内容】 1 長期優良住宅の認定に係る三田市手数料条例別表第 3 0 号の 2 から第 3 0 号の 1 0 について (1) 第 3 0 号の 2、第 3 0 号の 3、第 3 0 号の 6、第 3 0 号の 9 及び第 3 0 号の 1 0 において、各戸毎の手数料算定に必要であった「除して」という文言を削除する。 (2) 第 3 0 号の 5 及び第 3 0 号の 9 において、住宅の品質確保の促進に関する法律による住宅性能評価書を用いた認定申請が廃止されるため、該当する手数料表を削除する。 (3) 第 3 0 号の 6 及び第 3 0 号の 1 0 において、管理組合による一括認定方式が長期優良住宅法第 9 条第 3 項として新設されるため、文言を追記する。 (4) 第 3 0 号の 4 及び第 3 0 号の 8 を削除する。 (5) 容積率制限緩和の特例許可制度の新設に伴い、手数料項目の新設を行う。（新設で第 3 0 号の 6 とする。） (6) 第 3 0 号の 2、第 3 0 号の 3、第 3 0 号の 6、第 3 0 号の 7、第 3 0 号の 9 及び第 3 0 号の 1 0 において、各号ずれ修正を行う。</p> 2 第 3 0 号の 1 1 及び第 3 0 号の 1 2 について 第 3 0 号の 1 1 及び第 3 0 号の 1 2 を、それぞれ第 3 0 号の 9 及び第 3 0 号の 1 0 に号ずれ修正を行う。 <p>【施行期日】 令和 4 年 2 月 2 0 日</p>